

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

四半期決算に係る適時開示の見直しに伴う 新・「四半期決算短信様式・作成要領」の策定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、「四半期決算に係る適時開示の見直し、I F R S任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」¹に基づき、四半期決算に係る開示様式の上場規則上の位置付けを明確化するとともに、訂正に係る取扱いを見直すほか、補足説明資料の公平な情報提供に係る努力規定を新設するなどの上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則等の一部改正を行うことを予定しています（平成22年6月下旬施行予定）。

今回の改正では、四半期決算に係る適時開示について、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、画一的な開示を求める枠組みを最小限にとどめ、投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを柔軟に行うことができるよう、最低限の要件として当取引所所定の様式を定めるほかは、上場会社の判断に基づき開示を行うこととするなどの見直しを実施いたします。そのため、本規則改正と併せて、従前の「四半期決算に係る適時開示実務上の取扱い」及び「四半期決算短信様式・作成要領」の全部改定を行い、別添のとおり、新たな「四半期決算短信様式・作成要領」を策定いたしました。

上場会社各社におかれましては、改正規則及び新「四半期決算短信様式・作成要領」の内容を十分にご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

（注1）この「四半期決算短信様式・作成要領」は、改正規則の施行を前提として、平成22年6月末日以後に終了する四半期決算から適用します。また、平成22年6月末日以前に終了する四半期決算のうち、改正規則の施行日以降の発表分から早期適用できるものとします。

なお、改正規則についてはパブリック・コメント等の結果も踏まえ、別途、決定・公表する予定であり、この「四半期決算短信様式・作成要領」についても、改正規則の内容により変更する可能性があります。上場会社の実務上の便宜を考慮し、改正規則の施行前に送付させていただくものです。

（注2）四半期決算に係る適時開示の見直し以外の「四半期決算に係る適時開示の見直し、I F R S任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」に係る改正規則の施行に伴う実務上の取扱い等については、6月下旬に別途通知する予定です。

（注3）通期決算短信様式・作成要領その他実務上の取扱い等については、四半期決算に係る適時開示の見直し後の実務の状況を踏まえた検討を行い、本年中を目途に別途通知することを予定しています。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174 E-mail：syoken@nse.or.jp

¹ 平成22年5月26日公表の規則改正制度要綱「四半期決算に係る適時開示の見直し、I F R S任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」（名証ホームページ<http://www.nse.or.jp/>）>規則関連情報>パブリック・コメント）参照。